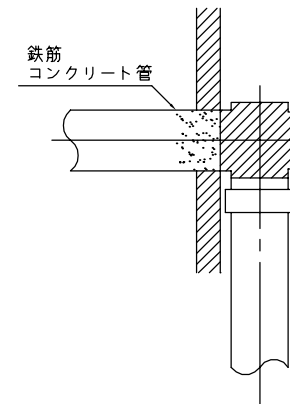
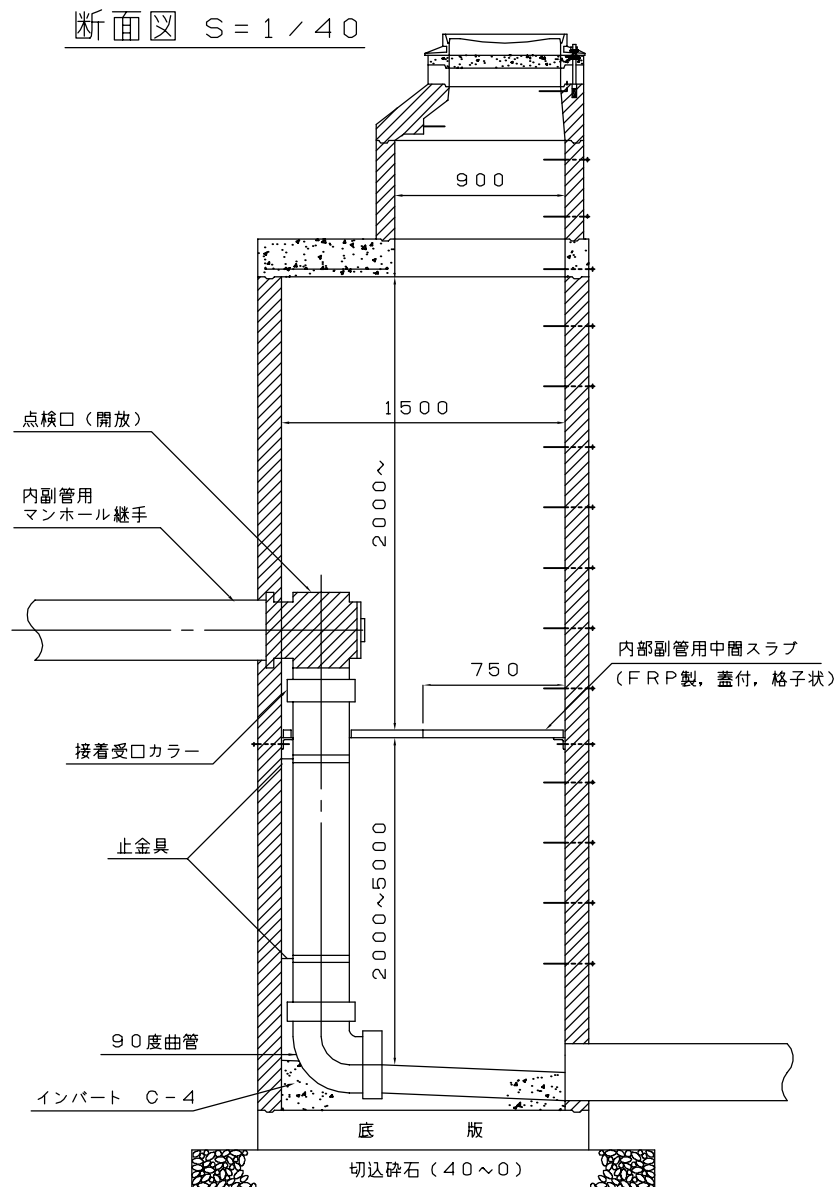


名 称 副管標準図 (3)

内部副管設置図

(単位：mm)



【内部副管の設置基準】

1. 内部副管の設置については、1.5 m以上の段差があり、本管径が500 mmまでとする。
2. 内部副管の径は本管径と同一とする。
3. マンホール径は最低1.5 m以上とする。
4. 内部副管を設ける場合、維持管理用の中間スラブを設けるものとする。
5. 中間スラブについては、内部副管用中間スラブの設置基準による。